労働者派遣事業に係る各種情報公開

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第5項の規定により下記の通り情報提供します。

事業年度　令和6年
令和6年1月1日から令和6年12月31日

事業所の名称	エースコーポレーションTS株式会社
事業所の所在地	〒525-0058　滋賀県草津市野路東5丁目25番22号

1、派遣労働者の数（1日平均）	288人
2、派遣先の実数	16社
3、派遣料金・派遣労働者の賃金に関する事項	
①派遣料金お1人当たりの平均額（1日8時間当たりの平均額）	21,172円
②派遣社員の賃金平均額（1日8時間当たりの平均額）	13,401円
マージン率（①-②）÷①	36.9%

4、マージン率に含まれる派遣事業運営に必要な経費について

マージン率は、派遣料金から派遣労働者の賃金を除いた金額が派遣料金に占める割合を示すものですが、派遣会社の事業運営に必要となる経費は派遣労働者の賃金だけではありません。
派遣労働者の賃金以外に必要な経費には、下記のようなものがあります。

●派遣労働者の有給休暇費用
派遣労働者が有給を取得した際の賃金は当社が負担しています。

●派遣労働者の社会保険料
派遣労働者の社会保険は、保険料の約半分を当社が負担しています。

●教育訓練費用・募集広告費用・福利厚生費用
派遣労働者のキャリア形成支援のための教育費、募集に必要となる広告費、福利厚生費などの費用が発生します。

●その他諸経費
事業運営に必要な維持費、社員の人件費、オフィス賃料など、事業運営のために必要な経費があります。

5、キャリア形成支援制度に関する事項

教育訓練の種類	対象者	訓練方法		訓練時間	賃金	費用
入職時・職能別・階層別研修	派遣労働者	OFF-JT	eラーニング テキスト	8時間/年	有給	無償
訓練内容	ヒューマンスキル講座・製造実務基礎・ものづくりプログラム・製造プロシリーズ講座・現場リーダー教育・リスク、ストレスマネジメント講座など。					

6、キャリア・コンサルティング

キャリアアップなどについて、気軽に相談できます。
派遣労働者のキャリアコンサルティング相談窓口　　派遣事業部　業務課　077-561-7990（代）

7、福利厚生に関する事項

各種保険・有給休暇・健康診断に加え、資格取得支援制度あり。
また、事務所より送迎バスあり（＊一部送迎未対応の派遣先あり）

8、労働者派遣法第30条4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等

労使協定の締結の有無	労使協定の対象となる派遣労働者の範囲
有 （協定の有効期間の終期：2026年3月31日）	全ての派遣労働者

Ace Corporation TS